

# 民有林等活性化推進事業補助金 (普及啓発活動支援)

## 概要

間伐材や未利用木材などの利活用の推進を目的に市民等を対象とした講習会等の開催を支援します。

## 対象者

市内に活動拠点を置き、過去2年以上の活動実績を有し、団体責任者、会計、監査が設置されている団体

## 対象事業／対象経費

市民等を対象とする講習会等

## 補助率(上限など)

事業に要した経費の1/2以内で予算の範囲内。ただし、飲食費、交際費は対象となりません。

## その他